

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和2年12月11日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 占部 七海
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 7階 南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

遺留分の算定方法の見直し

民法に定める遺留分について、民法大改正により「遺留分減殺請求権」から「遺留分侵害請求権」へと変更されました。(令和元年7月1日施行) 今回はこの改正の中でも遺留分の算定方法についての改正内容をご紹介します。と思います。(遺留分に関するその他の改正についてはTMBニュースNo.502をご参照下さい。)

1. 遺留分とは

兄弟姉妹以外の法定相続人には、被相続人の意思によっても奪うことのできない相続分が認められており、これを「遺留分」といいます。その割合については、直系尊属のみが相続人の場合は3分の1、その他の場合は2分の1が遺留分となり、相続人が複数いる場合はこれにその者の法定相続分を乗じた割合となります。

2. 遺留分を算定するための財産の価額(遺留分算定基礎財産)

改正民法では、改正前民法第1029条の規定と変わらず、「遺留分を算定するための財産の価額は、被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額にその贈与した財産の価額を加えた額から、債務の全額を控除した額とする。」(改正民法第1043条)と定めています。

この加算される「贈与した財産の価額」には、①相続人以外の第三者に贈与したものと、②相続人に贈与したものとありますが、今回はこのうち、②相続人への贈与について改正が入りました。

①相続人以外の第三者への贈与

贈与の当事者双方が、当該贈与により相続人の遺留分を侵害することを知っていたものでない限りは、相続開始前1年以内の贈与に限り加算されます。(この内容には改正はありません。)

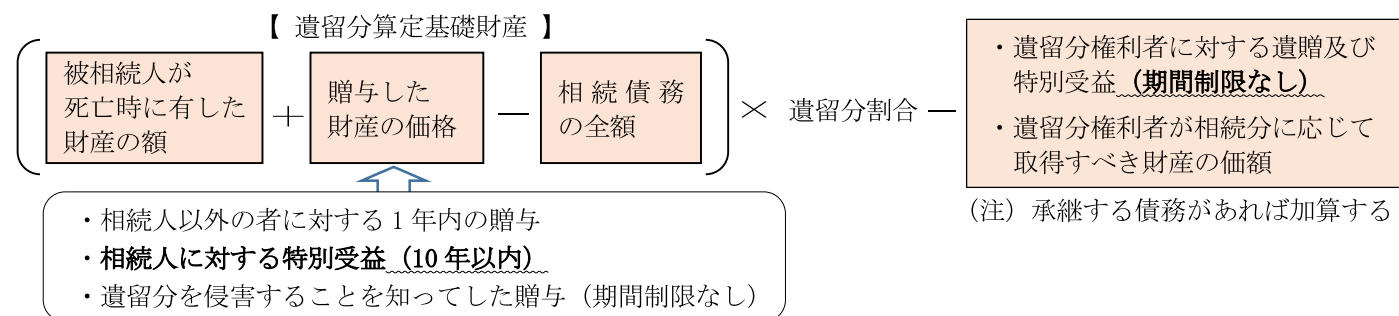
②相続人への贈与

改正前民法では、期間制限はなく10年前でも15年前でも、それが信義則に反するような特別な事情がない限り、全て遺留分算定基礎財産に加算されるものとしていました。しかし、改正民法では、贈与の当事者双方が、当該贈与により相続人の遺留分を侵害することを知っていたものでない限りは、相続開始前10年以内に贈与されたもの(特別受益に限る。)*に限定して加算されることとなりました。

※ 特別受益の範囲 遺贈: 遺言で贈与された財産、生前贈与: ①婚姻のための持参金・支度金 ②養子縁組のための持参金・支度金 ③生計の資本のための贈与(独立資金、住宅取得資金、海外留学資金など)

3. 遺留分侵害額の算定方法

改正前民法では特に明文化されていなかった遺留分侵害額ですが、改正民法では、上記2の遺留分算定基礎財産に遺留分割合を乗じた額から、①当該遺留分権利者が取得した遺贈や特別受益の額及び②当該遺留分権利者が相続分に応じて取得すべき財産の価額を控除し、③被相続人の債務のうち当該遺留分権利者が承継する債務の額を加算して算定することになります。



上記のとおり、遺留分算定基礎財産に加算される相続人に対する特別受益については、相続開始前10年以内と改正されたのに対し、遺留分侵害額を算定する際に控除される特別受益等については期間制限がないという点に関しては驚くところです。しかし、この点については法制審議会においても充分審議がされており、過去の贈与等について遺留分侵害額算定の際に控除することで、相続人間の揉め事の回避や、被相続人の意思を尊重するといった目的から、この改正がされたようです。今回の民法改正でどのような影響があるのか疑問や不安がある方は、お気軽にご相談くださいませ。